

## 一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和3年2月16日  
東村山市議会議長 あて

議席番号 19番  
質問者 村山じゅん子

### 記

#### 1. 避難所となる学校施設の防災機能を強化するために

大規模災害時等に際し学校施設は児童生徒の安全確保をはじめ、地域住民の避難所としての役割を担っている。そして、避難生活や災害時対応に必要な機能を備えることを求められている。過去の大災害において、学校施設は避難所として被災者を受け入れ、物資などを共有する拠点として様々な役割を果たしてきた。その一方で、学校施設は教育施設として設計され、避難所としての使用は考慮されていない。こうした状況を踏まえ、避難所となる学校施設の防災機能を更に強化するため、以下質問する。

- (1) 避難所となる学校施設の安全性の確保という観点で、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策の実施や安全な避難経路の確保により安全対策を講じることが重要である。現状と今後改善が必要と考えていることを伺う。
  - ① 耐震性、耐火性の確保について
  - ② 天井等の非構造部材の耐震対策について
  - ③ 安全な避難経路の確保について
- (2) 災害情報の入手や救援要請に情報通信は重要である。初期情報の入手法、伝達法の訓練はどのように行われているか伺う。
- (3) 学校に教職員がいない時間帯に災害が発生した場合の避難所への進入は、避難所要員等が鍵を持参し解錠するようになっているが、それができないことを想定した準備はあるか伺う。

(4) 生命確保期に重要な機能について、現状と今後改善が必要と考えていることを伺う。

- ① トイレ（避難者居住スペースに近い場所に洋式トイレ、多機能トイレは？）
- ② 照明（停電時に居住スペースとなる場所の照明確保は？）
- ③ 電力・ガス（停電時の電力確保、都市ガスの供給が止まった場合は？）
- ④ 備蓄スペース（居住スペースに近い場所に配置ができるか？）
- ⑤ 居住スペース（温熱環境の確保、段ボールベッドの配備は？）
- ⑥ 要配慮者への対応（専用スペースの確保、車いす利用者や高齢者等が安全で円滑に利用できるか？）
- ⑦ 衛生面（仮設風呂やシャワーを設置するスペースの確保は？）

(5) 避難所生活が長期になった場合、避難エリアと教育エリアを分離して学校施設を利用しなくてはならない。利用計画はどのようになっているか伺う。

(6) 「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（通知）」（平成29年1月20日付28文科初第1353号）の中に、「教職員の第一義的な役割は、児童生徒等の安全確保とともに、児童生徒等の安否確認と学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことであり、避難所の運営については、一義的には、市町村の防災担当部局等が責任を負うものであります。」としつつ、「教職員が避難所運営に協力し、円滑に防災担当部局等又は住民の自主運営へと移行すれば早期の学校再開につながり、児童生徒等が日常生活をいち早く取り戻すことができます。」とある。災害に強い学校施設であることが、学校教育活動の早期再開に大きく影響すると考える。当市の学校施設の現状を踏まえ、教育長の見解を伺う。

(7) 将来、学校施設の再生が行われ、その再生には避難所となる学校施設のあり方が求められる。また、これまでの学校とは違う機能、例えば、多目的ホール、地域交流スペース、ワークスペース等を兼ね備えた施設としても求められる。学校施設の再生について考えを伺う。

(8) 総括して、市長の見解を伺う。